

○自然科学研究機構生理学研究所研究教育職員の任期に関する規則

平成16年4月1日

生研規則 第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律(平成9年法律第82号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構生理学研究所の研究教育職員の任期に関し、必要な事項を定める。

(教育研究組織、職及び任期)

第2条 任期を定めて任用する研究教育職員の教育研究組織、職、任期として定める期間及び任期更新に関する事項は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、機構に期間を定めて雇用されていた者を引き続いて雇用する場合における当該職員の任期は、当該職員が機構に雇用された日から起算して10年(機構に雇用された期間のうち、大学に在学している間の雇用期間は除く。)を超えないものとする。

(育児休業等を取得した場合の任期の特例)

第3条 任期を定めて任用する研究教育職員が、前条で定める別表の任期の期間内に、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程(平成16年自機規程第5号)第21条第1項6号及び7号に定める特別休暇(以下「特別休暇」という。)、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員育児休業等規程(平成16年自機規程第6号)第2条に定める育児休業(以下「育児休業」という。)及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員介護休業等規程(平成16年自機規程第7号)第2条に定める介護休業(以下「介護休業」という。)を取得する場合は、当該研究教育職員の申し出により、別表の任期の年数にかかわらず、任期満了後に、特例としての任期を付すことができる。

2 特例としての任期は、当該研究教育職員が取得する特別休暇、育児休業及び介護休業の期間を限度とする。

(同意)

第4条 任期を定めて研究教育職員を採用する場合には、文書により、採用される者の同意を得なければならない。

(業績審査)

第5条 別表に定める任期更新に当たっては、別に定める業績審査を行うものとする。

(周知)

第6条 この規則を定め、又は改正したときは、速やかに周知を図るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に採用される者及び岡崎国立共同研究機構生理学研究所研究教育職員の任期に関する規則(平成14年岡機規程第7号)により任期を定めて採用された者について適用する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助教授が施行の日に准教授になった場合の任期及びこの規則の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている助手

が施行の日に助教に配置換された場合の任期は、その者のこの規則の施行日における残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている准教授が施行の日に配置換された場合の任期は、その者のこの規則の施行日における残任期間とする。

附 則

- 1 この規則は、平成23年6月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている研究教育職員の任期及び任期更新は、この規則施行後も、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成23年6月28日以前に任期を定めて雇用された研究教育職員の任期は5年とし、任期更新における任期は定めないものとする。
- 3 平成23年6月29日から平成25年3月31日の期間に任期を定めて雇用された研究教育職員の任期は5年とし、任期更新の1回目の更新における任期は2年又は任期を定めないものとする。また、2回目の更新における任期は定めないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月26日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に任期を定めて雇用されている研究教育職員の任期及び任期更新は、この規則施行後も、なお従前の例による。

別表（第2条及び第5条関係）

法第4条第1項第1号に掲げる教育研究組織に該当する組織	該当する職	任 期	任期更新に関する事項
生理学研究所に置かれる研究領域及び研究施設	教 授	5 年	任期更新可。ただし、更新の場合の任期は定めないものとする。
	准教授	5 年	任期更新可。ただし、更新は2回限りとし、更新の場合の任期は5年以内又は任期を定めないものとする。
	講 師	5 年	任期更新可。ただし、更新は2回限りとし、更新の場合の任期は5年以内とする。
	助 教	5 年	